

特定非営利活動法人

伊賀フューチャーズクラブ 定 款

平成19年12月17日 作成
平成21年6月7日 改訂
平成22年10月1日 改訂

平成20年 4月 7日 三重県認証
三重県指令生活第19-1-42号

平成20年 4月14日 法人設立

特定非営利活動法人 伊賀フューチャーズクラブ 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 伊賀フューチャーズクラブ という。

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県伊賀市上野東町2957ナカムラビル3F に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、スポーツ愛好者及び青少年に対して、サッカーを中心としたスポーツ活動の普及並びにスポーツ競技者の育成・強化に関する事業を行い、スポーツの振興及び青少年健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条第1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 一般市民に対するスポーツの普及、啓蒙活動
- ② スポーツ選手及び指導者の育成・強化及び指導者派遣活動
- ③ 各種大会の開催、運営
- ④ スポーツ教室、講習会の開催
- ⑤ スポーツ施設の管理・運営受託

(2) その他事業

- ① 各種物品等の製作及び販売事業
- ② スポンサーの募集、広告料の徴収

2 前項第2号に掲げる事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、その他事業から収益が生じた場合は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条

- この法人の会員は、次の4種とし正会員をもって法上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人
 - (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参加する個人
または団体
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人。
 - (4) 特別会員 この法人の事業を賛助するために入会した企業、団体(スポンサー、広告協賛者含む)

(入 会)

第7条

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条

会員は総会に於いて別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名をされたとき。

(退 会)

第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条

既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、3人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会に於いて選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員において、それぞれの役員の配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。又、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には任期の末日以後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、欠員又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、職務を遂

行しなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるべきである。

- (1) 心身の故障の為、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招 集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から2ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会に於いて、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由の為総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあってはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由等により予算が成立しないときには、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日迄前事業年度の予算に準じ収

入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、且つ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。
(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会に於いて正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局の設置をする。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は理事長が任免する。

4 理事は、事務局長及び職員と兼務することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

第11章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事及び理事長	清水栄嗣
理事及び副理事長	山村 清
理事及び副理事長	坂口輝三
理事	小坂治嘉
同	今井康介
同	柘植満博
同	平木達郎
同	伏見正道
同	山本文彦
同	稻垣 力
監事	大谷 徹
同	玉井一博

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

(1) 正会員	5,000円
(2) 一般会員	個人 3,000円(但し高校生以下は、1,000円) 団体 10,000円
(3) 賛助会員	3,000円
(4) 特別会員	10,000円

上記は特定非営利活動法人 伊賀フューチャーズクラブの定款に相違ありません。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人伊賀フューチャーズクラブ
理事長 清水 栄嗣